

青森県ノルディック・ウォーク連盟会則

(名称)

第1条 本連盟は、「青森県ノルディック・ウォーク連盟」と称する。

(創立年月日)

第2条 本連盟の創立年月日は2014年4月1日とする。

(目的)

第3条 本連盟は、一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟の下部組織として、すべての人々に有益なノルディック・ウォークの普及・発展に関する活動を実施するとともに、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(所在地)

第4条 本連盟の事務所は、〒030-0122 青森市野尻字今田 114-1
4-Ride(フォーライド)ACTIVITY STATION 内に置く。

(事業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体験会や主催事業の実施
- (2) 高齢者を中心とした健康増進・福祉的活動の実施
- (3) 生活習慣病の予防や運動機能改善のための教室・講習会の実施
- (4) 県内における公認指導員の育成及び普及活動
- (5) ノルディック・ウォークの普及につながる各種イベント等への参画
- (6) その他目的達成につながる事業

2 本連盟は、自治体及び各団体からノルディック・ウォークに関する事業を受託することができる。その場合の受託料については、別に規程で定める。

(県連盟エリア支部)

第6条 本連盟の事業を円滑に推進するため、県内に県連盟エリア支部を置く。

2 県連盟エリア支部の支部名及び範囲並びに活動については、別に規程で定める。

(会員)

第7条 本連盟は、次の各号に定める会員をもって構成する。

- (1) 指導部会員 指導員養成講習会を受講し、公認指導員の資格を有する者
- (2) 賛助会員 本連盟の目的に賛同し、普及活動に積極的に従事していると理事会で承認した者
- (3) 団体会員 本連盟の目的に賛同し、普及活動に積極的に協力していると理事会で承認した団体及び法人

(入会及び退会)

第8条 本連盟への入会及び退会は、会長あてに所定の手続きをしなければならない。

2 会員が1年以上本連盟の活動又は各エリアにおける活動に出席又は参加していない場合は、退会したものと見做す。

(役員)

第9条 本連盟に、次の役員(理事)を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする

- (1) 会長 本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事 ノルディック・ウォーク普及のための企画・立案及び提言並びに本連盟の運営に必要な事項及び予算・決算を審議する。
- (4) 監事 毎年事業年度の会計を監査し、理事会に報告する。
- (5) 事務局長 会長の意を受け、本会の事務処理を行う。

(役員を選任)

第11条 役員は、県連盟エリア支部の代表者又はそれに準ずる者並びに指導部会員及び賛助会員から推挙された者とし、理事会の承認を得るものとする。

2 会長及び副会長の選任は、理事による互選とする。

3 監事及び事務局長の選任は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(事務局の仕事)

第13条 本連盟の運営を円滑に運営するため、事務局に次の担当部長を置く。

- (1) 総務部長 事務全般にかかわる事項
 - (2) 会計部長 会計全般にかかわる事項
 - (3) 企画部長 主催及び共催事業等事業全般にかかわる事項
- 2 担当部長は指導部会員の中から、事務局長が指名する。

(理事会)

第14条 理事会は、目的達成のため次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則に関する事。
- (2) 事業計画及び報告に関する事。
- (3) 会計に関する事。
- (4) 人事に関する事。
- (5) その他目的達成のため必要な事項

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 理事会は、年度初めに行い、会長が必要と認めた時は、臨時理事会を開催することができる。
- 4 理事会は役員³の²以上の出席で成立する。
- 5 議事の可否については、出席した役員³の²以上をもって決定する。
- 6 理事会は、指導員会議の意見を尊重するものとする。

(公認指導員連絡会議)

第15条 本連盟の事業を円滑に進めるため、ノルディック・ウォーク公認指導員連絡会議(以下「指導員会議」という。)を置く。

- 2 指導員会議は必要の都度、会長が招集し、理事会にかかる審議事項を企画・立案する。
- 3 指導員会議の運営等については、規程で別に定める。

(報酬及び交通費)

第16条 委託事業または会長が指定した主催事業並びにイベント等でノルディック・ウォークを指導した指導部会員に対し、報酬を支払うものとする。

- 2 前項で指導した部会員並びに理事会等に参加した理事に対し、交通費を支給することができる。
- 3 事務局長及び事務局部長が事業を推進するため、市町村はじめ各団体に指導並びに講習を行った場合、交通費を支給することができる。
- 4 報酬及び交通費の支払い等については、規程で別に定める。

(会計)

第17条 本連盟の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 本連盟の経費は、協賛金、寄付金並びに事業に伴う収入等をもって充てる。

(顧問)

第18条 本連盟に、顧問を置くことができる。

附則

本会則は、平成26年4月1日から施行する。

本会則は、令和2年5月1日から施行する。